

大口定期預金

はくさん信用金庫
令和2年9月7日現在

1. 商品名	自由金利型定期預金(大口定期預金)
2. 販売対象	どなたでもご利用できます。(法人および個人)
3. 期間	◆定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年、 ◆満期日指定方式 5ヶ月超 5年未満 ◆定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)のお取り扱いができます。
4. 預入	
預入方法	一括預入
預入金額	1,000万円以上
預入単位	1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息	
適用金利	◆固定金利 預入時の店頭表示の金利を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
計算方法	付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
利払方法(頻度)	◆預入期間が2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 ◆預入期間が2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払うお利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。
7. 税金	◆個人のお客様には20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金がかかります。 ◆法人は総合課税となります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	_____

<p>10 中途解約時の お取扱い</p>	<p>◆満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について下記の利率により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。なお、中間利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>◆預入日の1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合は、次のA・BおよびCのうち最も低い利率を、預入日の1ヶ月後の応答日以後に解約する場合は、次のBおよびCのうち何れか低い利率を適用します。</p> <p>A. 解約日における普通預金利率</p> <p>B. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C. 約定利率 $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます)</p> <p>※基準金利とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率のことです。</p>
<p>11 金利情報の 入手方法</p>	<p>金利は店頭のコピーボードまたは窓口へご照会下さい。</p>
<p>12 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>◆苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(8:45~17:00、電話:076-233-1175)にお申し出ください。 なお、当金庫のほか、全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)または北陸地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話:076-261-2836)でも苦情等のお申し出を受け付けています。</p> <p>◆紛争解決措置 金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等での紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記リスク管理部または各しんきん相談所にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>
<p>13 その他参考 となる事項</p>	<p>◆満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>◆総合口座のお取扱いはできません。</p> <p>◆預金保険制度の付保対象預金です。</p> <p>平成17年4月以降は決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3条件を満たす預金)に該当するものを除くすべての付保対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p>